

条例文のスケルトンの検討

[C 班]

スケルトンのたたき台	修正事項	理由
<p>1 総 則 目 的 定 義</p> <p>2 基本理念 基本理念</p> <p>3 市 民 市民の権利 市民の義務 事業者の権利・義務 青少年や子どもの権利・義務</p> <p>4 行 政 市長の責務 情報共有・個人情報保護 市民ニーズに応じた市政運営 総合的な行政サービスの提供 行政手続 説明責任 財 務 行政評価 公正の確保 職 員</p> <p>5 議 会 市議会の基本事項 市議会議員の責務 市議会の情報公開及び提供</p> <p>6 コミュニティ(地域) やさしさ・おもいやりのあるコミュニティの創造 コミュニティにおける市民の役割 地域への分権 コミュニティへの市の支援</p> <p>7 参画及び協働 参画及び協働の原則 男女協働参画社会 行政計画過程等への参加 市議会への参加 意見提出手続 審議会委員の公募 市民活動団体との連携・協働 住民投票</p> <p>8 まちづくり まちづくりの原則 教 育 環境の保全 都市の整備</p> <p>9 国及び他の地方公共団体との協力 国及び他の地方公共団体との協力 近隣自治体との連携</p> <p>10 条例の位置付け 条例の位置付け</p>	<p>.</p> <p>市民の権利 市民の義務 市民の厚生・福祉（加筆） 事業者の権利・義務 青少年や子どもの権利・義務</p>	<p>・社会は、高齢者の増加と少子化が急テンポで進んでいます、そこで特に高齢者を含めた市民の福祉増進については、思い切った予算措置（財源整備）が急務と思われます。</p>